公 示 書

森林技術総合研修所食堂の運営に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

記

１　公示に付する事項

（１）件名　森林技術総合研修所食堂の運営

（２）営業開始時期　令和９年４月１日（予定）

（３）営業方法

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年１月７日付け蔵管第１号財務省理財局長通達）に基づき、国有財産使用許可により運営する。

２　応募者の資格

応募者は、次の要件を全て満たしていること。

（１）下記５の説明会に出席しない者は応募できないものとする。

（２）森林技術総合研修所食堂業務運営事業者公募要綱（以下「公募要綱」という。）にある基本概念及び公募内容を理解し、運営に意欲のある者であること。

（３）良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と３年以上本公募の業務内容にかかる営業を続けている実績を有すること。

（４）食堂の企画・運営のノウハウをもつ運営会社（者）であること。

（５）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（６）国税及び地方税を完納していること。

（７）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（８）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

（10）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（11）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（12）暴力団又は暴力団員及び上記（８）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体

又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものではないこと。

3　公募要綱の配布

下記、森林技術総合研修所調達関係情報のＵＲＬにアクセスし、「公募要綱」をダウンロードすること。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/tyotatu.html

4　質問の受付

公募要綱等に質問がある場合は、配布した公募要綱に添付した説明会申込書兼質問票又は任意様式（説明会申込書兼質問票に記載している事項が網羅されているものに限る。）により令和８年11月２日（月）（必着）までに下記８の問い合わせ先へ郵送又はメールで提出すること。

なお、回答は下記５の説明会で行う予定である。

5　説明会

（１）日　時　令和８年11月６日（金）14時

（２）場　所　東京都八王子市廿里町1833番地94
森林技術総合研修所第１教室

（３）申込み　令和８年11月２日（月）（16時30分必着）までに下記８の問い合わせ先へ説明会申込書兼質問票又は任意様式（説明会申込書兼質問票に記載している事項が網羅されているものに限る。）を郵送又はメール送信すること。

（４）その他　当日は上記３において配布する公募要綱を持参すること。
会場の都合により、出席者は１社につき２名までとする。

6　応募手続

（１）応募書類　上記３において配布する公募要綱に記載する。

（２）応募書類の提出期限等
提出期限　令和８年11月16日（月）必着
提出場所　下記８の問い合わせ先
提出方法　持参又は郵送

7　企画提案等の無効

本公示に示した企画競争に応募する資格のない者の企画提案書等は無効とする。

8　問い合わせ先

森林技術総合研修所総務課　森・鈴木
〒193－8570　東京都八王子市廿里町1833番地94
電話番号　042－661－7121
E-mail　shingiken_syomu@maff.go.jp
受付時間　平日10時～12時及び13時～16時30分

9　その他

本公示に記載なき事項は、公募要綱による。

以上、公告する。

令和８年10月19日

森林技術総合研修所長　高木 美貴